

令和元年 6月13日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和元年6月13日(木)午後 2時30分開議

- 日程第 1 請願第 1号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」  
採択に関する請願  
請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採  
択に関する請願  
審査報告(文教福祉常任委員長)
- 日程第 2 意見書案第4号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書に  
ついて
- 日程第 3 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書につ  
いて
- 日程第 4 議案第41号 香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関  
する協議について
- 日程第 5 議案第42号 東庄町学校給食センター建設工事請負契約の締結につ  
いて
- 日程第 6 議案第43号 東庄町放課後児童クラブ新築工事請負契約の締結につ  
いて
- 日程第 7 議案第44号 東庄町立東庄中学校空調設置工事請負契約の締結につ  
いて
- 日程第 8 議案第45号 東庄町保健福祉総合センター等空調設備更新工事請負  
契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

- 1番 桜井 莊一 君  
2番 土屋 光正 君  
3番 宮澤 健 君  
4番 佐久間 義房 君  
5番 板寺 正範 君

6番 花香孝彦君  
7番 大網正敏君  
8番 高木武男君  
9番 鈴木正昭君  
10番 山崎ひろみ君  
11番 土屋進君  
12番 宮崎正吾君  
13番 鎌形寿一君  
14番 城之内一男君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩田利雄君  
副町長 金島正好君  
監査委員 平山茂君  
総務課長 向後喜一郎君  
町民課長 伊藤雅晃君  
まちづくり課長 林栄壽君  
健康福祉課長 海上孝君  
会計管理者 飯嶋実知子君  
病院事務長 寺嶋利和君  
農業委員会事務局長 土屋富士雄君  
教育長 五十嵐正憲君  
教育課長 多田克己君  
生涯学習担当課長 林寛君

出席事務局員（3名）

事務局 長 笹本忠男  
次 長 石毛美恵子  
主 査 岩瀬知博

(午後 2時30分 開議)

議長(城之内一男君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事に入る前に定例会初日の佐久間議員の質疑で答弁が保留された質問事項について、答弁の申し出がありますので、これを許します。

教育課長、多田克己君。

教育課長(多田克己君)

それでは、教育委員会から6月11日の議案第37号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についての東庄中学校駐輪場等整備工事(その2)の変更契約の中でご質問のありましたキャノピーの基準ですが、風速36メートルの設計となっています。これは建築基準法で定められており、それによりますと、香取郡においては風速36メートル設定とされているところによるものです。

以上、ご報告させていただきます。

議長(城之内一男君)

答弁が終わりました。

議事に先立ち報告します。本日、議員発議による意見書案2件を受理しました。

次に、町長より議案5件の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、請願第1号、「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件を一括議題とします。

この請願は、文教福祉常任委員会に審査の付託をしております。従って、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教福祉常任委員長、大網正敏君。

7番(大網正敏君)

文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました請願第1号、「国における2020年度教

育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、去る6月12日に教育長、教育課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、請願第1号についての審査における意見等を要約して申し上げます。

意見として、民間企業は技術開発等に先行投資を行い成長していきます。教育にもこれからの時代を担う子ども達のために教育予算については先行投資であり、十分確保すべきと考えますので、教育予算の拡充を求める請願の趣旨に賛成する。教職員の処遇改善や教育環境整備のための予算は必要不可欠と思う。よって、必要な予算拡充を要望する請願に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第1号、「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について採択した結果、当委員会において賛成全員により採択とするものと決定いたしました。

次に、請願第2号では、意見として、過去に国庫負担割合が減少したため地方の教育財政は大変厳しい状況であります。しかし、教育については平等であり、都会と田舎の教育水準に格差が生じることはあってはならないということです。よって、均等な教育を確保するための意見書提出に賛成する。子どもの教育については、今後、IT教育等、水準が上がっていきます。ついでに、教育水準の維持向上のためにも国の負担割合は堅持するものであり、本請願に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について採択した結果、当委員会においては賛成全員により採択するものと決定いたしました。

以上で文教福祉常任委員会の審査報告を終わりにします。

議長（城之内一男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、請願第1号、「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

請願第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

請願第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第2、意見書案第4号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について及び日程第3、意見書案第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

ここでお諮りします。

意見書案第4号及び意見書案第5号については、さきに採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第4号及び意見書案第5号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、意見書案第4号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書2件については、議長においてしかるべく取り計ら

いますので、ご了承願います。

日程第4、議案第41号、香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第41号、香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議について、提案理由を申し上げます。

香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する取り扱いについて、関係地方公共団体と協議するにあたり、本定例会の第1日目に提出し、ご承認をいただきました香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長(海上 孝君)

本日は議長の許可をいただきまして、皆様に組合解散に伴う財産に関する精算書を資料としてお配りしております。

それでは、議案第41号、香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議について、内容をご説明申し上げます。

香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議につきましては、本定例会の第1日目に提出し、承認、可決いただきました香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する条例に基づき行うものでございます。

香取市東庄町病院組合の円滑な解散を行うため、関係市町間で意思決定し、議案書8ページから10ページまでの香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議書により、取り決めを行うものでございます。

それでは、この協議書の内容について、主なものをご説明申し上げます。

本協議書は、1、事務の承継、2、決算の審査及び認定、3、未収金等による未払金等の処理、4、解散に伴う激変緩和措置、5、解散後も継続する事業、6、清算金及び負担金の支払い、7、医療行為に起因した損害賠償請求の取り扱いについて定めております。

1、事務の承継では、(1)で組合の解散に伴う事務の承継に関しては、香取市がこれを承継すること。(4)で香取市東庄町病院組合解散・事務承継支援業務委託に係る経費については、東庄町が負担することなどを定めております。

2、決算の審査及び認定では、地方自治法施行令第5条第2項の規定により、組合の収支決算は解散の日をもって打ち切られ、旧組合の管理者がこれを決算する、いわゆる打ち切り決算となります。この決算につきましては、同施行令第5条第3項の規定により、事務を承継した各普通地方公共団体の長において、監査委員の審査に付し、その意見を付して各普通公共団体の議会の認定に付さなければならないとされておりますが、協議書による事務承継の特別な定めの中で、決算の認定団体を指定すれば、指定された団体の監査委員の審査及び議会の認定で足りることから、指定する団体として香取市を指定するものでございます。

3、未収金等による未払金等の処理では、組合の解散に伴う財産処分に関する協議書により、香取市に帰属された未収金等をもって、未払金等の返済を行うものでございます。

4、解散に伴う激変緩和措置では、(1)で東庄町の利用者が負担する病室使用料及び介護保険事業に係る利用料について、令和6年度末まで新病院の管内料金として取り扱うこと。(2)で東庄町は、令和元年度予算に限り繰出金を負担すること。(3)で香取市の急激な財政負担とならないよう、組合を解散した翌年度から5年間、基礎負担額として算出した金額を負担することとしております。

5、解散後も継続する事業では、(1)で乳幼児健診等にかかる医師の派遣、(2)で外出支援バスの病院への乗り入れについては、解散後も継続することとしております。

6、清算金及び負担金の支払いについてですが、併せてお配りいたしました資料をご覧くださいと存じます。

東庄町は、解散に伴う財産処分に関する協議書の1の(1)から(5)、これは土地、

建物、構築物、機械及び備品等で、資料の上段左側、 1億2,806万2,000円になります。2、3及び4は、既存の建物、医療機器等の購入のために借り入れた企業債の未償還分、組合が建設した建物等の解体費用、病院組合職員の退職手当の清算で、資料の上段、右側の が企業債の未償還分で5,499万6,000円、中段左側、 が解体費用で1億2,810万2,000円、中段、真ん中の が退職手当の清算費用で2,643万4,000円になります。

本協議書の1の(4)は、香取市東庄町病院組合解散・事務承継支援事業委託に係る経費で、資料の中段、右側の で1,080万円になります。

この を足した額から を引いた額が の清算金で9,227万円となり、本協議書の4の(3)により算出した金額は、解散に伴う激変緩和措置として、香取市の急激な財政負担とならないよう、3年間の繰出金の平均を算出した金額から香取市に交付が見込まれる交付税額を差し引いた金額、これは資料の下段の 基礎負担額6,665万円を負担金とし、 と を合計した金額1億5,892万円を組合解散の翌年度から5年間、年額3,178万4,000円を香取市に支払うものでございます。

7、医療行為に起因した損害賠償請求の取扱いでは、解散前の国保小見川総合病院が行った医療行為に起因した損害賠償請求の医療紛争が生じた場合は、香取市及び東庄町がそれぞれの負担割合により負担するものでございます。

以上が協議書の内容となります。

香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等について、関係地方公共団体と協議するにあたり議会の議決をお願いするものでございます。

なお、香取市においても、6月議会定例会に同様の議案を提出することとなり、議会議決後に協議書を取り交わす予定でございます。

以上で、香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

ちょっとお聞きしたいんですけれども、資料の4のところ、積極財産のところの評価の仕方なんですけれども、残存価格を見て評価しているという形になっているんですが、解散なんで時価で評価するべきではないでしょうか。どうでしょう。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

ただいまの大網議員の質問は、積極財産の算出の仕方ということでよろしかったでしょうか。

これにつきましては、お配りした資料の の表の下段にありますように、土地につきましては平成30年1月1日時点での固定資産の評価額をもとに算出しております。また、建物と医療機器等におきましては、基準日における、これは平成30年3月31日になりますけれども、これの償却資産の台帳の残存価格により算出をしております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

そのように書いてありますので、一応、時価で評価した場合どうなるのかなという感じがしたので、残存価格というのは帳簿上の価格であって、実際の値段ごとならば、清算なんで、時価の値段にすべきなのかなと思いましたので、質問させてもらいました。

議長（城之内一男君）

答弁はよろしいですか。

7番（大網正敏君）

なぜ時価じゃなく残存価格で支給されたのかわかれば。

議長（城之内一男君）

暫時休憩とします。

（午後 3時00分 休憩）

（午後 3時01分 再開）

議長（城之内一男君）

会議を再開します。

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

ただいまの大網議員の質問ですけれども、時価で評価するというこの話でございますけれども、香取市、東庄町で協議した中では、これで行うということで、また、時価で評価することになりますと、不動産鑑定料等、いろいろ経費等の問題も出てくるといふこと、また時価、その鑑定を行うにあたって、適正な価格が出るかということもありますので、協議した中では、香取市、東庄町のお互いの協議の中で、この固定資産税の価格でということに決まったということでございます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

その他ありますか。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

病院への外出支援バスなんですけれども、これはただ継続するとなっていますけれども、何年間なんですか。いつまでバスは運行するのでしょうか。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

外出支援バスの乗り入れにつきましては、病院組合、香取市と協議して、毎年度、その協議書を取り交わしております。今のところ何年ということの決まりはございませんけれども、当分の間、やっていただけるといふことで、香取市病院組合の方からの了解はいただいておりますので、あと何年ということは、今、この場では申し上げることは出来ません。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

その他ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第41号、香取市東庄町病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第42号、東庄町学校給食センター建設工事請負契約の締結についてから、日程第8、議案第45号、東庄町保健福祉総合センター等空調設備更新工事請負契約の締結について、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第42号、東庄町学校給食センター建設工事請負契約の締結について、議案第43号、東庄町放課後児童クラブ新築工事請負契約の締結について、議案第44号、東庄町立東庄中学校空調設置工事請負契約の締結について、議案第45号、東庄町保健福祉総合センター等空調設備更新工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

これらの契約は、先般、制限付一般競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものであります。本案件につきましては、予定価格が5,000万円を超える

ことから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

それでは初めに、議案第42号、東庄町学校給食センター建設工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

本工事執行にあたり、平成31年4月24日に制限付一般競争入札の公告を、ちば電子調達システムで行うと同時に、新聞発表並びに町ホームページにも掲載して、5月13日を期限に参加者の公募を行いました。結果、3社の応募があり、これを審査したところ、全社が参加資格を満たしておりました。

5月27日から31日を入札期間として電子入札による一般競争入札を実施し、3社のうち2社からの入札があり、このうち株式会社大松建設が7億7,700万円に消費税並びに地方消費税7,770万円を加えた8億5,470万円で落札しましたので、議会の議決を条件に同社と工事請負契約を締結したところでございます。

次に、議案第43号、東庄町放課後児童クラブ新築工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

本工事執行にあたり、令和元年5月10日に制限付一般競争入札の公告を、ちば電子調達システムで行うと同時に、新聞発表並びに町ホームページにも掲載して、5月23日を期限に参加者の公募を行いました。結果、5社の応募があり、これを審査したところ、全社が参加資格を満たしておりました。

6月5日から7日を入札期間として電子入札による一般競争入札を実施したところ、5社のうち1社のみが入札をし、島田建設株式会社が1億1,740万円に消費税並びに地方消費税1,174万円を加えた1億2,914万円で落札しましたので、議会の議決を条件に同社と工事請負契約を締結したところでございます。

続きまして、議案第44号、東庄町立東庄中学校空調設置工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

本工事執行にあたり、令和元年5月10日に制限付一般競争入札の公告を、ちば電子調達システムで行うと同時に、新聞発表並びに町ホームページにも掲載して、5月23日を期限に参加者の公募を行いました。結果、4社の応募があり、これを審査したところ、全社が参加資格を満たしておりました。

6月5日から7日を入札期間として電子入札による一般競争入札を実施し、4社全社からの入札があり、このうち鈴木建設株式会社が7,500万円に消費税並びに地方消費税750万円を加えた8,250万円で落札しましたので、議会の議決を条件に同社と工事請負契約の締結をしたところでございます。

なお、本工事は3月定例会で議決をいただきました繰越明許費により執行したものでございます。

最後に、議案第45号、東庄町保健福祉総合センター等空調設備更新工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

本工事執行にあたり、令和元年5月17日に制限付一般競争入札の公告を、ちば電子調達システムで行うと同時に新聞発表並びに町ホームページにも掲載して、5月23日を期限に参加者の公募を行いました。結果、2社の応募があり、これを審査したところ、両社が参加資格を満たしておりました。

6月5日から7日を入札期間として電子入札による一般競争入札を実施し、2社のうち1社からの入札があり、株式会社水郷電機が1億200万円に消費税並びに地方消費税1,020万円を加えた1億1,220万円で落札しましたので、議会の議決を条件に同社と工事請負契約の締結をしたところでございます。

なお、これらの工事は全て工期が10月以降であることから、消費税法の改正を見込み、消費税等の税率を10%で契約を締結しております。

これらの契約案件は、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決を経なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第42号、東庄町学校給食センター建設工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、東庄町放課後児童クラブ新築工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、東庄町立東庄中学校空調設置工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、東庄町保健福祉総合センター等空調設備更新工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長からご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会6月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会には、執行部より承認4件、議案25件を提案し、繰越明許費について2件のご報告をさせていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件が原案のとおり可決、承認をいただきました。まことにありがとうございます。

本定例会では、消費税税率引き上げに関連する案件が多数ございました。補正予算の専決処分をご承認いただきましたプレミアム商品券事業につきましても、国の消費税税率引き上げに対応した対策の一環でございます。今後も国の動向等を注視しながら、町に課せられた多様な行政課題について、積極的に取り組んでまいり所存でございます。

また、会期中に頂戴をいたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、そして町政に反映するよう努めてまいります。

さて、消防団や区長会、民生委員の総勢370人が参加をし、防災演習が6月2日、日曜日に役場駐車場で行われました。応急救護の訓練や情報伝達訓練等を通じ、自衛意識の徹底、防災行動力の向上を図ることが出来たと感じております。

また、今年は既に5月に屋久島で豪雨災害が発生しております。異常気象によりまして、災害がいつどこで起こってもおかしくない状況となっております。町では3月に地域防災計画の改定、業務継続計画及び防災関連マニュアルを作成し、整備をいたしました。町職員担当者だけではなく、地域の住民と連携、協力し合って、防災意識の向上に努めてまいり所存でございます。

梅雨の時期、議員各位には健康に十分留意をされ、益々のご活躍をご祈念申し上げますと共に、なお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

それでは、6月定例会の閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3日間の短い会期中でした。議員各位、執行部の皆様の円滑な議会運営にご協力、ご支援いただきましてありがとうございました。

私どもの任期もわずかになりましたが、やはり議会の役割、使命を果たすべき、責任があります。住民の負託に応える必要があります。また、町においては、多くの課題がまだまだ残されております。健康にご留意され、益々のご活躍を祈念して、閉会にあたり挨拶といたします。

以上で令和元年6月東庄町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時24分 閉会）